

No	施設名	所在地	標高(m)
1	愛知教育大学	井ヶ谷町広沢1	25.0
2	刈谷高等学校	菊町5-101	9.4
3	刈谷北高等学校	寺橋町1-67	8.8
4	刈谷工科高等学校	矢橋町2-210	9.1
5	刈谷東高等学校	半蔵土町三ツ又20	2.8
6	刈谷南中学校	住吉町2-1	9.8
7	刈谷東中学校(※)	山池町1-201	9.1
8	富士松中学校(※)	今川町花岡114	9.3
9	鹿が島中学校	築地町3-9-1	8.9
10	依佐美中学校	小畑江町上沢5-1	10.2
11	朝日中学校	野田町神戸池152	13.7
12	亀城小学校	稲町1-25-1	2.6
13	小高原小学校	原崎町1-101	9.8
14	日高小学校	日高町1-201	6.3
15	衣浦小学校	天王町3-27	8.0
16	住吉小学校	住吉町3-70	10.3
17	かりがね小学校(※)	築地町2-15-1	10.4
18	平成小学校	一ツ木町3-18-1	12.7
19	富士松南小学校	今川町山脇1	8.0
20	富士松北小学校	東横町飛田10-5	21.1
21	富士松東小学校	東横町雄池71	15.8
22	小畑江小学校(※)	小畑江町西主地1-1	8.2
23	小畑江東小学校	小畑江町白沢36	8.6
24	双葉小学校(※)	半蔵土町3-12-2	10.8
25	東刈谷小学校	東刈谷町3-8	14.7
26	朝日小学校	野田町神戸池151	13.8
27	夢と学びの科学体験館	神田町1-39-3	6.3
28	子ども相談センター	大手町1-51	10.3
29	東刈谷市民センター	松栄町2-16-1	12.5
30	富士松市民センター	今川町2-152	9.9
31	小畑江市民センター	小畑江町小高45-1	8.4
32	北部市民センター	東横町住吉78-2	15.7
33	産業振興センター	相生町1-1-6	10.3
34	南部生涯学習センター	野田町西田78-2	10.7
35	北部生涯学習センター	井ヶ谷町松ヶ崎6-26	30.4
36	産業技術センター	恩田町1-157-1	11.7
37	総合文化センター(南宅団地兼用)	若松町2-104	9.8

■災害の規模に応じて、安全性を確認できた場合に開設します。
●印は広域避難場所です。火災の延焼が大規模な場合の避難場所です。(6箇所)
■刈谷東高等学校は、津波災害時及び水害時を除き開設します。
■※印は医療救護所で、病院に負傷者が集中して病院機能が麻痺することを避けるため、最初期の医療活動を行う場所です。医師らにより傷病者の治療の優先度の判定(トリアージ)を行い、軽症者、中等症者には応急手当をし、重症者は病院へ搬送します。(5箇所)
■●印のある指定避難所では、大規模な災害が発生した場合にベッドの同伴避難が可能です。(飼育場所は屋外です)

No	施設名	所在地	標高(m)
1	高齢者福祉センター(ひまわり)	下重原町3-120	2.4
2	南部福祉センター(たんぽぽ)	野田町西田78-2	10.7
3	心身障害者福祉会館	下重原町3-32	4.5
4	一ツ木福祉センター	一ツ木町4-40-3	11.4
5	すぎな作業所	下重原町3-32	4.0
6	刈谷特別支援学校	小畑江町白沢36	8.7

■災害発生時は、まず指定避難所へ避難してください。
■指定福祉避難所は、指定避難所において共同生活が困難で、特別な配慮を必要とする高齢者・障害者・妊産婦などの避難者がいる場合に開設します。

No	施設名	所在地	標高(m)
1	井ヶ谷市民館	井ヶ谷町桜館46	15.0
2	西横市民館	西横町池下2	9.0
3	東横市民館	東横町登り坂16	11.7
4	一里山市民館	一里山町金山61-1	14.3
5	一ツ木市民館	一ツ木町4-37-3	12.3
6	今川市民館	今川町1-402-2	10.6
7	今岡市民館	今岡町意丘68	13.4
8	泉田市民館	泉田町五月折戸88-5	5.0
9	築地市民館	築地町5-22-3	10.0
10	小山市民館	小山町1-810	8.4
11	高津波市民館	高倉町1-412	9.1
12	重原市民館	重原本町1-67	10.7
13	桜市民館	神明町2-30	10.6
14	南市民館	八幡町7-75	4.2
15	刈谷東部市民館	新栄町3-36-1	10.1
16	刈谷中部市民館	銀座4-117-3	9.3
17	刈谷西部市民館	司町3-64	4.0
18	元刈谷市民館	御幸町4-15-1	10.3
19	小畑江市民館	小畑江町清水25-14	3.1
20	高須市民館	高須町5-1	9.6
21	半蔵土市民館	半蔵土町中1-10-6	5.5
22	東刈谷市民館	末広町3-2-2	14.8
23	野田市民館	野田町森前40-1	11.8

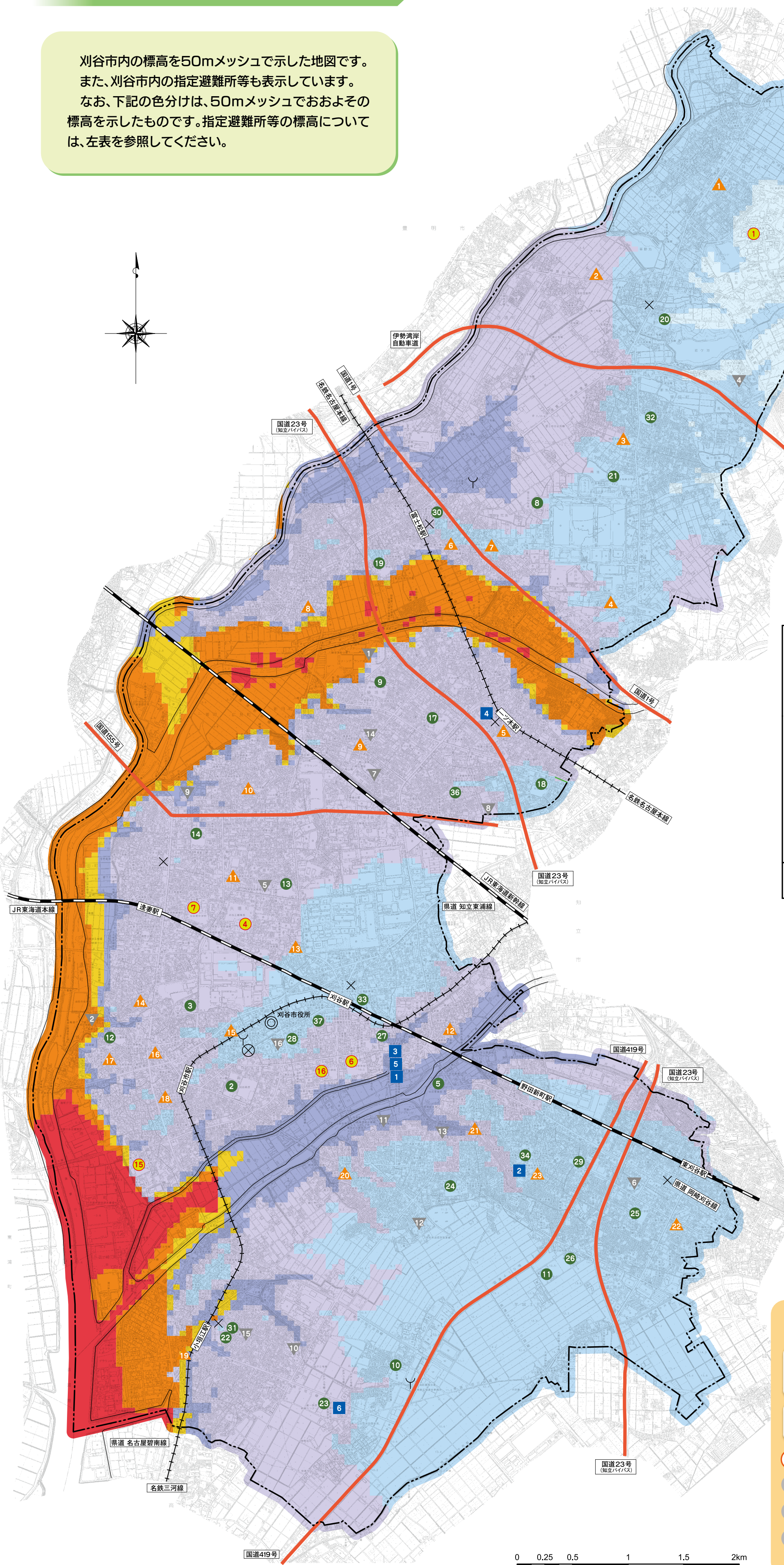
■市民館は、災害の規模が大きく、指定避難所だけでは避難者を収容できなくなる場合などに各地区の自主防災会が開設します。避難する場合は、まず自宅近くの指定避難所へ避難するようにしてください。

No	施設名	所在地	標高(m)
1	刈谷市総合運動公園	築地町荒田1	4.6
2	亀城公園	稲町1-1-1	9.1
3	洲原公園	井ヶ谷町洲原4-1	28.2
4	若ヶ池公園	東横町吉野55	22.5
5	原崎公園	原崎町2-600	8.3
6	野田公園	東刈谷町2-14	13.8
7	南山公園	南山町1-157	8.1
8	狩野公園	一ツ木町2-11	11.1
9	日高公園	日高町5-100	4.1
10	小畑江公園	小畑江町鶴ヶ塚33	6.9
11	渡瀬公園(ミサガパーク)	半蔵土町2-4	4.6
12	フローラルガーデンよさみ	高須町石山2-1	11.3
13	山崎公園	半蔵土町中1-16	7.4
14	ついで公園	築地町5-23	10.0
15	小高公園	小畑江町小高48-1	8.5
16	大手公園(セントラルパーク)	大手町2-25	10.1

■面積が1ha以上または防災機能を有する公園です。
※標高は航空測量によるものです。

標高・指定避難所等

刈谷市内の標高を50mメッシュで示した地図です。また、刈谷市内の指定避難所等も表示しています。なお、下記の色分けは、50mメッシュでおおよその標高を示したものです。指定避難所等の標高については、左表を参照してください。



標高(m)
0.0 以上 1.0未満
1.0 以上 2.0未満
2.0 以上 3.0未満
3.0 以上 4.0未満
4.0 以上 10.0未満
10.0 以上 20.0未満
20.0 以上

堤防ライン

※標高は国土地理院発行の数値地図によるものです。
※色覚障害のある人へ配慮した配色としています。

指定避難所等
● 指定避難所
● 指定避難所兼広域避難場所
▲ 指定福祉避難所
▲ 市民館
▼ 公園

NTT 災害用伝言ダイヤル
安否の確認などの連絡に家族間や知人間などの連絡に活用できます。ご利用にあたっての事前契約等は一切不要です。

■利用できる電話 NTTの一般電話、 公家電話、携帯電話、 スマートフォン	■伝言蓄積数 1 電話番号あたり 1~20 伝言
■伝言録音時間 1 伝言あたり 30 秒以内	■伝言保存期間 運用期間終了まで

伝言の録音・再生方法

録音の場合 **1 7 1**

再生の場合 **2**

(X X X) X X X X - X X X X

連絡を取りたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

津波災害警戒区域 (愛知県指定)

「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域のことで、愛知県が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波による人的被害を防止することを目的として、令和元年7月30日に指定しました。

刈谷市においても、愛知県が平成26年11月26日に設定・公表をした「津波浸水想定」と同じ区域が「津波災害警戒区域」として指定されました。

「津波災害警戒区域」を10mメッシュごとの「基準水位」別に色分けをして表示することで、津波に対して適切な避難の高さの目安を示しています。(幅30m未満の河川や水路については10mメッシュでのモデル化ができない(河道が連続しない)ため、色付けをしておりませんが、浸水する可能性がございますので、ご注意ください。)

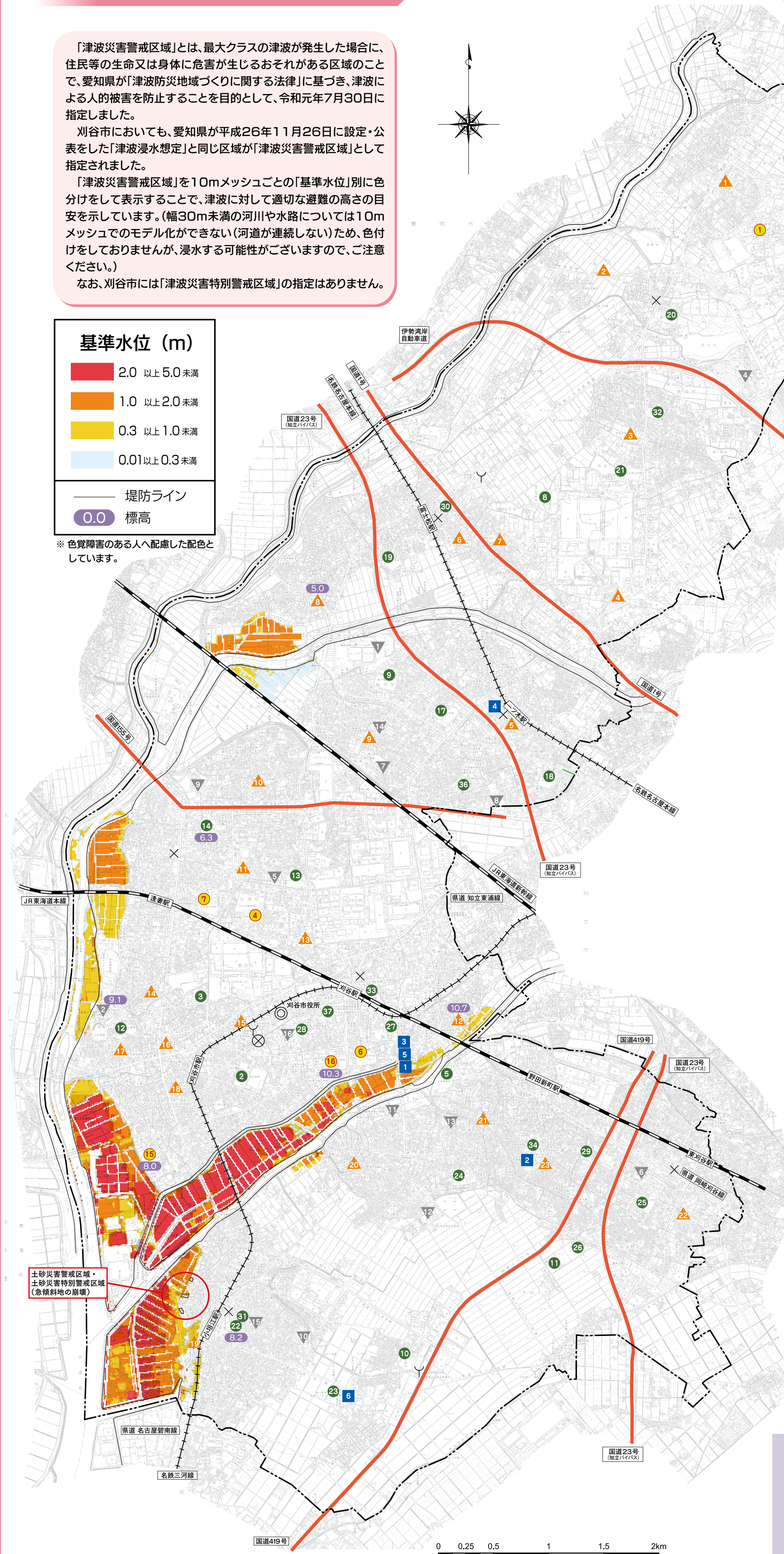
なお、刈谷市には「津波災害特別警戒区域」の指定はありません。

基準水位 (m)
2.0 以上 5.0未満
1.0 以上 2.0未満
0.3 以上 1.0未満
0.0以上 0.3未満

堤防ライン

0.0 標高

※色覚障害のある人へ配慮した配色としています。



南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震発生の可能性が高まっていると評価された場合に、気象庁から発表される情報です。南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ周辺で通常とは異なる現象が観測された場合や、同地域で大きな地震(M6.8以上)が発生した場合に発表されます。臨時情報の種類は以下のとおりです。

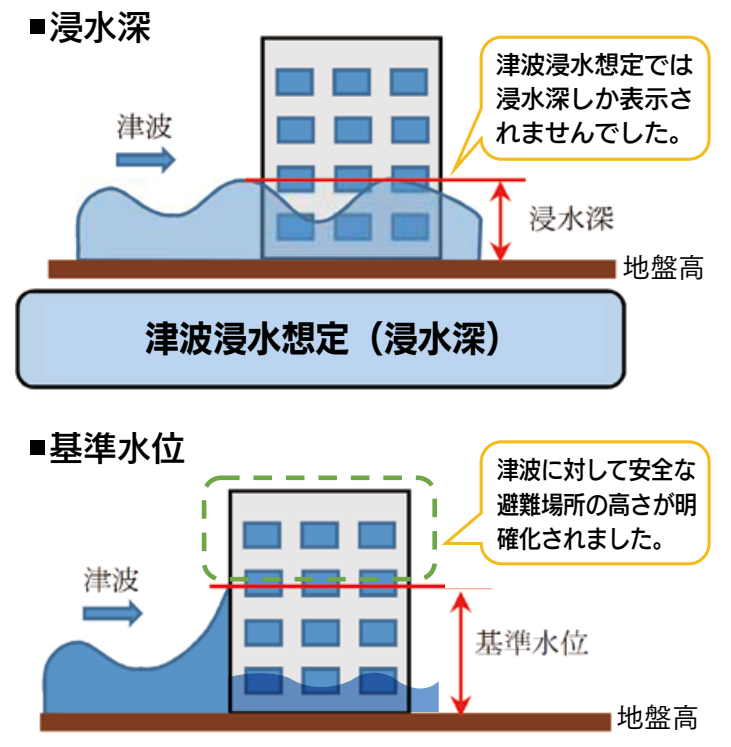
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M6.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計などで有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない場合

参考：内閣府防災情報のページ

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等、詳しい情報については、刈谷市ホームページをご覧ください。

基準水位とは

津波浸水想定の高さに、津波が建築物等に衝突した際の水位上昇分(せき上げ高)を加えた水位です。



津波災害警戒区域(基準水位)

参考：愛知県河川課ホームページ

津波災害警戒区域の詳細や市内の基準水位は愛知県河川課ホームページに掲載しています。

刈谷市地図情報システム「かりマップ」でも津波災害警戒区域等を閲覧することができます。

監修
立命館大学 教授 谷口仁士 / 岐阜大学 副学長 杉戸真太
刈谷市地震ハザードマップ策定委員会

お問い合わせ先
刈谷市役所 生活安全部 危機管理課
(TEL.62-1190)